

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第82号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（入居者資格）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第29条</u>に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>（入居予定者の選考）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第3条第2項</u>に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）若しくは平成23年3月11日</p>	<p>（入居者資格）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等<u>並びに</u>福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条</u>に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>（入居予定者の選考）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）若しくは平成23年3</p>

において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。

月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。

2 別表（第3条関係）

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営平田アパート	[略]
県営北福岡アパート	[略]
[略]	

別表（第3条関係）

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営平田アパート	[略]
<u>県営嬉石第1アパート</u>	<u>釜石市嬉石町二丁目</u>
<u>県営松原アパート</u>	<u>釜石市松原町三丁目</u>
県営北福岡アパート	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。